

令和 7 年 3 月 1 2 日

工事に係る入札心得書

航空自衛隊小松基地

第 6 航空団基地業務群会計隊

工事に係る入札心得書

この心得は、部隊発注工事の入札手続業務の基準として適用するものとし、細部は、契約担当官の指示による。

(目的)

第1条 一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、〔国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）〕、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、〔国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）〕、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）その他の法令に定めるもののほか、この心得書に定めるところによるものとする。

〔注：〔 〕は、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する特定調達契約に該当する場合に適用する。〕

(競争参加の申し出)

第2条 競争に参加しようとする者は、公告又は公示（以下「公告等」という。）において指定した期日までに、当該公告等において指定した書類を契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

2 前項の書類を契約担当官等に提出する際、別記様式第1又は別記様式第2の誓約書を併せて提出するものとする。

(入札保証金等)

第3条 入札に参加することができる者（以下「入札参加者」という。）は、予決令第74条の公告において指定した期日までに、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当官等に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、あらかじめ入札保証金の金額に相当する金額の金銭を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては、落札者決定後にその払渡請求書と引き替えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、契約担当官等から競争参加資格があると認められた者又はその代理人のみとする。

- 2 入札参加者が代理人であるときは、必要に応じて別記様式第3に定める個別案件についての委任状又は別記様式第4に定める年間委任状を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、予決令第71条第1項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

別記様式第3及び別記様式第4については、公告等において指定した書類の提出期限までに、別記様式第5については、入札前までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

なお、別記様式第4に定める年間委任状については、内容に変更がある場合を除き再度提出する必要は無い。

- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 4 入札参加者は、入札説明書（又は指名通知書）、図面、仕様書、現場説明書、契約書案（以下「入札説明書等」という。）及び現場（やむを得ず立ち入れない場合を除く。）等を熟覧の上、入札しなければならない。

なお、入札説明書等及び現場等に疑義があるときは、入札説明書において指定した期日までに契約担当官等に書面（様式は自由とする。）を持参又は郵送等することにより質問することができる。

- 5 入札参加者は、別記様式第3により入札書を作成し、入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんの上、入札書提出締切時刻までに提出しなければならない。郵送等による入札が認められている場合において、郵送等により入札書を提出するときは、発送後速やかに公告等において指定した担当部局に電話連絡するものとする。
- 6 第1回の入札に際し、入札書に記載した金額に対応する内訳明細書を契約担当官等が指定した方法により提出しなければならない。
- 7 入札書及び内訳明細書が入札書提出締切時刻までに持参又は到達しない場合には、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなす。
- 8 契約担当官等は、必要に応じ、内訳明細書について説明を求めることがある。また、内訳明細書に不備がある場合は、第8条第十一号に該当する入札として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- 9 入札参加者は、一度提出した入札書及び内訳明細書の引き替え、変更又は取消しをすることができない。
- 10 入札書を提出後、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には、速やかにその旨を契約担当官等あてに書面（様式は自由とするが、入札参加者による記名押印されたものに限る。以下「申出書」という。）にて申し出なければならない。申し出に際し、公告等において指定した担当部局に電話連絡し、申出書をFAXにより送信するとともに、遅滞なく申出書を契約担当官等に提出しなければならない。

なお、落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は

地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号28.3.31）に基づく指名停止を行うことがある。

- 1 1 入札参加者は、公告等又は指名通知書において指定された時刻までに、指定された場所（以下「入札室」という。）に入室し、開札に立ち会うものとする。入札室に入室しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書又は指名通知書の写しを入札執行官に提示しなければならない。

なお、一般競争参加資格確認通知書又は指名通知書を受けた本人又はその代理人以外の者は、入札室に入室できないことがある。また、第1回の開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱うこととするが、再度の入札を行うこととなったときは、契約担当官等からの連絡に対して速やかに再度の入札に参加する意思の有無を明らかにするものとする。

（入札参加の取りやめ）

- 第5条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。
- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（別記様式第6）を契約担当官等に持参又は郵送等により提出するものとする。ただし、これによりできない場合は、その旨を明記した入札書を提出するものとする。
 - 3 入札参加をとりやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

- 第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。）又は入札書、内訳書その他の契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。
 - 4 前項までの規定に違反する行為を行った場合は、不正又は不誠実な行為として契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（入札の取りやめ等）

- 第7条 入札参加者が連合し又は不穩の行動を為す等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

（入札の無効）

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 競争参加資格を有しない者のした入札
 - 二 入札書の提出期限後に到達した入札
 - 三 契約担当官等が提出を求めた資料を提出しないもの、虚偽の記載又は不備のある資料を提出した者のした入札
 - 四 委任状を提出しない代理人のした入札
 - 五 記名押印を欠く入札
 - 六 金額を訂正した入札
 - 七 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 八 明らかに連合によると認められる入札
 - 九 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者のした入札
 - 十 2通以上の入札書を提出又は入札函に投入した者のした入札
 - 十一 その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。
- 一 配置予定技術者を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定技術者の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）
 - 二 公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき
 - 三 予決令第86条第1項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないとき
 - 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、防衛省発注工事等からの排除要請があったとき
 - 五 落札決定までに、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたとき
 - 六 落札予定者が情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者であったとき

（落札者の決定）

- 第9条 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）の次に有利なもの）をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 2 予決令第85条の基準（防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項第1号に定める基準）に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、落札者がいないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。

2 入札を無効とされた者は、再度入札に参加することができない。

3 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

4 各回の入札結果について、落札した場合は落札者名及び落札金額を、落札しなかった場合は最低入札金額を入札室において読み上げを行う。

なお、入札を保留する場合は、入札参加者に対しては口頭により通知する。

5 再度入札において落札者がいないときは、特別な場合を除き、不調とする。

(落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約の保証)

[役務的保証に限定する場合]

第12条の1 落札者は、契約書案の提出と同時に、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付し、その証券を契約担当官等に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の10分の3以上としなければならない。

[役務的保証に限定しない場合]

第12条の2 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1（建設工事にあつて、予決令第86条の調査を受けた者との契約については、10分の3）以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金の代わる担保が振替国債である場合においては、あらかじめ、政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替国債提供書確認資料を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁からこの申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。

4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年

法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。

- 5 落札者は、第1項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、公共工事履行保証契約にあつては公共工事履行保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあつては履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定日の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。)に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

- 3 落札者は、落札決定日の翌日から起算して3営業日までに、別記様式第7から第10の資料を契約担当官等に提出しなければならない。期限までに提出されなかった場合は、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者と認め、落札者の競争参加資格を取り消す。

(入札説明書等)

第14条 入札説明書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得書、入札説明書等及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第16条 いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態による下請負契約又は再委託契約により工事又は業務を実施する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。

(指名停止措置)

第17条 第4条第10項なお書き及び第6条第4項に規定するもののほか、この心得書に定める入札手続等に関する行為が、不正又は不誠実な行為等に該当する場合は、契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局(長崎防衛支局を除く。)の長から指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(工事契約に係る苦情処理)

第18条 苦情及び再苦情の申立て等については、防整施(事)第148号(28.3.31)により、行うものとする。

(入札参加制限)

第19条 競争参加については、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこととする。(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。)

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、本則第6条第2項の規定に抵触するものでない。

1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (1) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

エ 組合(共同企業体を含む。)の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下管財人という。)を現に兼ねている場合

- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(低入札価格調査に係る別に配置を求める技術者)

第20条 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事(3500万円以上

（建築一式工事7000万円以上））において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が当該防衛省発注機関で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

- （1）65点未満の施工成績評定又は工事成績評定を通知された者
- （2）発注者から施工中又は施工後において建設工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- （3）品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者
- （4）自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同時に契約担当官等に通知することとする。

年 月 日

誓 約 書

契約担当官
航空自衛隊第 6 航空団
会計隊長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

弊社は、過去 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

年 月 日

誓 約 書

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

委任状

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 殿

下記の番号に ○ の付記のある
入札に関する権限を代理人 に委任します。

件名 : _____

- 1 入札に関する事項
- 2 契約締結の権限
- 3 代金の請求及び領収に関する権限
- 4 復代理人選任の権限
- 5 上記の外、本件に付随する一切の権限

委任者 (住所)
(会社名)
(代表者名)

受任者 (住所)
(会社名)
(代表者名)

年 間 委 任 状

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 殿

貴職発注の工事について、下記の番号に ○ の付記のある
入札に関する権限を代理人 に委任します。

- 1 入札に関する事項
- 2 契約締結の権限
- 3 代金の請求及び領収に関する権限
- 4 復代理人選任の権限
- 5 上記の外、本件に付随する一切の権限

委任期間 (※)	令和	年	月	日
	令和	年	月	日

委任者 (住所)
(会社名)
(代表者名)

受任者 (住所)
(会社名)
(代表者名)

※ 委任期間は、競争参加資格の有効期限を限度とする。

入 札 書

貴公告又は通知に対し、入札及び契約心得に示す内容及び適用する契約条項等を承諾又は誓約の上、下記のとおり提出します。

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第 6 航空団
会計隊長 殿

入 札 者
住 所
会 社 名
代表者電話番号
代表者名
代理人名
代理人電話番号

- 1 件 名 :
- 2 工事場所 :
- 3 工 期 :

総額 ￥

工事内訳

件名（品名）	規格	単位	数量	単価	金額
直接工事費	仕様書のとおり	式	1		
共通費					
I 共通仮設費		式	1		
II 現場管理費		式	1		
III 産業廃棄物処分費		式	1		
IV 一般管理費等		式	1		
	以下余白				
工事価格		式	1		

【法定福利費相当額】円

(法廷福利費積算過程)

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 _____ 殿

工事名 : _____

上記工事について、都合により入札を辞退します。

住 所
会 社 名
代表者電話番号
代表者名
代理人名
代理人電話番号

業務従事者一覧

監理（主任・管理）技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	（中学校以降を記載）
	職歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知見	（特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載）
	資格	（特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
現場代理人	業績等	（特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載）
	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	

現場代理人	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

業務従事者一覧（記入例）

監理技術者	氏名	防衛 太郎
	所属	〇〇建設△△支店工務部
	役職	工務主任
	学歴	〇〇中学校→〇〇高校→〇〇専門学校（〇年卒）
	職歴	××工務店→□□工業→〇〇建設（〇年入社）
	業務経験	国内土木工事に従事
	研修実績その他の経歴	特になし
	専門的知識その他の知見	土木工事全般に関する専門的知識
	資格	1級土木工事施工管理技士
	母語及び外国語能力	日本語
	国籍その他文化的背景	日本
	業績等	特になし
現場代理人	氏名	防衛 次郎
	所属	〇〇建設△△支店工務部
	役職	工務主任
	学歴	〇〇中学校→〇〇高校（〇年卒）
	職歴	〇〇建設（〇年入社）
	業務経験	国内土木工事に従事

現場代理人	研修実績その他の経歴	特になし
	専門的知識その他の知見	土木工事全般に関する専門的知識
	資格	1級土木工事施工管理技士
	母語及び外国語能力	日本語
	国籍その他文化的背景	日本
	業績等	特になし
担当技術者	氏名	担当技術者は配置しない
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特でない項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注： 1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
- 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

〇〇建設社内規則（例）

第1条 〇〇〇

第2条 〇〇〇

第3条 〇〇〇

第〇条

顧客との契約により、取扱いを制限された情報については、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接してはならず、また、地位を利用して提供を要求してはならない。

第△条

第〇条については、代表者が要求する場合にはその限りではない。

にあるような文言が含まれていれば良い

のような例外規定がある場合は認められない

年 月 日

申 出 書

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （氏名）
役 員 （氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての氏名を記載すること。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧（記入例）

親会社	会社名	市ヶ谷興業	
	代表者名及び国籍	市ヶ谷 進 国籍 日本	
	本社所在地	東京都新宿区市ヶ谷	
地域統括会社	会社名	新宿産業	
	代表者名及び国籍	新宿 譲可 国籍 日本	
	本社所在地	東京都新宿区西新宿	
ブランド・ライセンサー	会社名	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div 3"="" style="position: absolute; top: 0; right: 0; bottom: 0; left: 0; background: linear-gradient(to top right, transparent 49%, black 49%, black 51%, transparent 51%);</div> </div> </td> </tr> <tr> <td>代表者名及び国籍</td> </tr> <tr> <td>本社所在地</td> </tr> <tr> <td rowspan=">フランチャイザー</div></div>	会社名
	代表者名及び国籍		
	本社所在地		
コンサルタント	会社名		
	代表者名及び国籍		
	本社所在地		
☐ 親会社等が存在しない			

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	☐ 上記に類する資料がある
	☐ 資料がない

- 注： 1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
- 2 資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

〇〇建設における情報取扱い理念（例）

第1条 〇〇〇

第2条 〇〇〇

第3条 〇〇〇

第〇条

顧客との契約により、取扱いを制限された情報については、親会社等の指導、監督等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその情報提供の対象としないこと。

第△条

第〇条については、地域統括会社が要求する場合にはその限りではない。

にあるような文言が含まれていれば良い

のような例外規定がある場合は認められない

年 月 日

申 出 書

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社 （商号又は名称・代表者氏名）
地域統括会社 （商号又は名称・代表者氏名）
ブランド・ライセンサー （商号又は名称・代表者氏名）
フランチャイザー （商号又は名称・代表者氏名）
コンサルタント （商号又は名称・代表者氏名）

※別記様式第9の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

※上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。